

特別養護老人ホーム穂の香苑指定(介護予防)短期入所生活介護運

営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人厚生会が開設する特別養護老人ホーム穂の香苑(介護予防)短期入所生活介護事業所(以下事業所)という。)が行う指定(介護予防)短期入所生活介護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師・生活相談員・看護職員及び機能訓練指導員等が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定(介護予防)短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所における指定(介護予防)短期入所生活介護の事業は、利用者が要介護状態等になっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことに利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(授業者の職種、員数及び職務の内容)

第3条 事業所に勤務する従業者の職種・員数は次のとおりとし、第1号に掲げる管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、他の従業者と協議の上、入所者の介護計画を作成する。また、第2号から第8号に掲げる従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供を行い、第9号に掲げる従業者は必要な事務を行う。

但し、特別養護老人ホームの従業者と兼務するものとする。

1 管理者	1名
2 医師	1名(非常勤)
3 生活相談員	1名
4 介護支援専門員	1名
5 看護職員	3名以上(常勤換算)
介護職員	18名以上(常勤換算)
6 栄養士	1名(常勤)
7 機能訓練指導員	1名(常勤)
8 調理員	5名以上
9 事務職員	1名以上

2 前項に定めるもののほか、必要に応じてその他の従業者を置く事ができる。
(指定(介護予防)短期入所生活介護の利用定員)

第4条 事業所の利用定員は、介護予防短期入所事業も含めて8名とする。

但し、災害・虐待ケースその他やむを得ない事情の場合は、この限りではない。

(指定(介護予防)短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第5条 穂の香苑指定(介護予防)短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額)

- 1 入所・排泄・食事等の介護
- 2 機能訓練
- 3 健康管理
- 4 食事の提供

(管理栄養士は、高齢者の低栄養状態の防止・改善のため個別の高齢者
栄養状態に着した栄養ケアマネジメントを実施し食事を提供します。)

(医師が必要と認めた場合は、処方箋に基づき適切な療養食を提供します。)

- 5 看護体制Ⅰ・Ⅱ
- 6 サービス提供体制強化
- 7 夜勤職員配置加算
- 8 医療連携強化加算
- 9 緊急(介護予防)短期入所受入加算
- 10 長期利用者の基本報酬適正化
- 11 介護職員処遇改善加算
- 12 特定介護職員等処遇改善加算
- 13 地域区分の見直し及びサービス毎の単人単日費割合の見直し
- 14 送迎

2 前項の指定(介護予防)短期入所生活介護の利用料の額は、介護保険給付対象サービスの額とし、費用の額は「重要事項説明書」に記載した通りとします。

3 介護保険給付対象外サービスのその他の費用の額は次のとおりとする。

- 1 送迎に要する費用日用品費(入所者が負担する事が適当と認められるもの)

(1) 心身の状況や介護者の事情等から送迎が必要と認められる利用者を送迎した場合は、次の額を徴収する。

次条に定める通常の送迎の実施地域内の送迎 無料

実施地域以外からの送迎、片道おおむね1キロメートルあたり20円

- 2 食事の提供
- 3 居住の提供

4 特別な食事の提供

(基本食事サービス費の費用の額では提供困難な高価な食材を使用し、特別な調理等を行う選択食を希望者に提供します。)

5 利用者に対する理美容サービス

6 穂の香苑が提供する以外の物品あるいは食品等

7 その他(利用者が負担しうる事が適当と認められるもの)

前項の費用の額は「重要事項説明書」に記載した通りとします。

また、費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名(記名捺印)を受けるものとします。

4 利用料金の変更

1 利用者の要介護状態の区分に変更があった場合は、「重要事項説明書」に記載された額に変更することとします。

2 利用者の経済的事項の変化により、負担額認定等に変更があった場合は、介護保険法令等関係諸法令の趣旨に従い、利用料金を変更するものとします。

3 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、穂の香苑は、当該介護保険給付対象外サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

4 介護保険法令等関係諸法令の改正があった場合は、その内容に応じた額に変更するものとします。

5 前3項、4項の変更があった場合は、契約者に事前に通知するものとします。

6 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

(通常の送迎の実施地域)

第6条 事業所の通常の実施地域は、小山市・野木町・栃木市(旧藤岡町)とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第7条 事業所は、利用者が指定(介護予防)短期入所生活介護の提供を受ける際には、次の事項に留意するよう、利用者又はその家族に対して説明するものとする。

1 衣類(肌着・パジャマ・靴下等)・タオル・バスタオル等、日常生活用具は全て名前を記入すること。

2 その他(入所生活上のルール等については、当施設の管理規程に従わなければならない)

(緊急時等における対応方法)

第8条 事業所の従業者は、指定(介護予防)短期入所生活介護を実施中に、利用者の身体に急変、その他緊急事態が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又は別に定める協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第9条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して、必要な設備を設け非常災害に関する具体的計画を策定し、防火管理者を配置して、毎年度定期的に避難・救出訓練及びその他の必要な訓練を実施する。

(看護体制Ⅰ・Ⅱ)

第10条

看護体制Ⅰ 事業所は、常勤の看護師を1名以上配置し、看護責任者を定めて置くことと。
看護体制Ⅱ 看護職員により、24時間連絡体制を確保し、健康上の管理等を行う体制を確保するものとする。

(夜勤職員配置加算)

第11条

夜間における手厚い介護職員配置に対する評価

(衛生管理)

第12条 管理者は、利用者の保健衛生上の維持向上を図るため、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- 1 衛生知識の普及
- 2 年2回以上の大掃除
- 3 月1回以上の整理整頓
- 4 適宜の消毒
- 5 その他利用者の保護衛生の維持を図る。

(感染症管理体制の強化)

第13条 施設において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 1 当施設における感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止の為の対策を検討する委員会を毎月1回程度開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 当施設における感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止の為の指針を整

備する。

3 当施設において、従業者に対し感染症対策に関する従業者研修を行う。

4 感染症の発生が疑われる際には、対応基準に従い対応する。

(介護事故に対する安全管理体制の強化)

第14条 施設において事故発生再発防止のため、次に掲げる措置を講じなければならない。

1 事故発生時の対応等の指針を整備する。

2 事故発生時の報告・分析・改善策の職員への周知・徹底を図る体制を整備する。

3 事故防止の為の委員会・従業者への研修を定期的に行う。

4 上記措置を適切に実施する担当者を置く

(身体拘束廃止に向けた取組みの強化)

第15条 従業者は、施設サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。なお、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、緊急やむを得なかった理由を家族に説明し、同意を得た時のみ行う事が出来ることとし、その場合には理由等を記録しなければならない。万が一記録がない場合は減算する事とする。

(苦情処理への対応)

第16条 管理者は、施設サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に苦情受付窓口を設置し、苦情を受け付けた時には速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について利用者に報告するものとする。

2 管理者は、利用者からの苦情に関して、市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には、必要な改善を行うものとする。

3 管理者は、苦情を申し立てた入居者に対して、いかなる差別的な取扱いも行ってはならない。

(秘密の保持)

第17条 従業者は、業務上知り得た利用者又は身元引受人（家族等）の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、退職者についても同様であるものとする。

2 管理者が居宅介護支援事業者に対しては、利用者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文書により、利用者の同意を得るものとする。

(褥瘡防止対策)

第18条 床ずれが発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備しなければならない。

(事故発生時の対応)

第19条 管理者は、施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村及び身元引受人（家族等）に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 前項において、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

(地域との連携)

第20条 管理者は、その運営にあたっては、地域との交流に努めるものとする。

(ハラスメント防止対策)

第21条 指定介護福祉施設は、適切な指定介護福祉施設の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(虐待防止のための措置)

第22条 当苑は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

- 1 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- 2 職員による利用者に対する虐待等の行為等の禁止
- 3 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- 4 その他虐待防止のために必要な措置
- 5 上記措置を適切に実施する担当者を置く

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のように設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後1ヶ月以内
継続研修 年1回（必要時）
- 2 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水

について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。

- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 利用にあたっては、あらかじめ、入所申込者及びその家族に対し、運営管理規程、重要事項説明書、契約書及び契約書別紙を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得た上で契約書を締結するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人厚生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(法令との関係)

第13条 この規程に定めのないことについては、厚生省令並びに介護保険法の法令に定めるところによる。

付 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規定は、平成21年4月1日から施行する。

この規定は、平成22年4月1日から施行する。

この規定は、平成24年4月1日から施行する。

この規定は、平成25年4月1日から施行する。

この規定は、平成26年3月1日から施行する。

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、平成29年1月1日から施行する。

この規定は、令和元年10月1日から施行する。

この規定は、令和3年 8月1日から施行する。